

山口県登録省エネ診断員 Q & A

山口県環境政策課

1. 登録について

Q 1 (登録等) 第 3 条 (1) にて、県が指定する省エネ診断員育成講座の修了試験に合格することに加え、何故、所属する事業所が(一社)エネルギーマネジメント協会(以下「協会」という。)の会員企業であることを条件としているのですか？

省エネ診断員として活動するためには、講座で習得した知識に加え、現場で得られた経験・知識を活かしていくことが重要となります。

協会に在籍する経験豊富な省エネ診断員と一緒に活動することで、スキルアップを図りながら、山口県省エネ診断事業等において、診断員として幅広く活動し、省エネ診断等を適切に行っていただくことを目標としているためです。

Q 2 協会の会員企業になるにはどのようにしたらよいですか？

各事業所にて加入申込書をご記入のうえ、協会へ直接申込ください。(会費が必要となります。)
詳細については、下記「協会の会員募集のお知らせ」をご覧ください。

<http://www.enea.jp/page08.html>

Q 3 登録に有効期限はありますか？

登録の有効期間は、知事が登録した日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日までとなります。

【例】令和 7 年 9 月 1 日に登録認定された場合の有効期間は、令和 11 年 3 月 31 日までとなります。

2. 登録申請について

Q 4 職務経歴書等に記載する国・自治体等での省エネ診断・省エネ支援の実績はどのような内容を記載すればよいですか？

これまでの活動期間、活動を行った自治体名および事業名、省エネ診断・支援件数等をご記入ください。

【記載例】2024 年 5 月～10 月 山口県省エネ診断事業 診断件数 5 件

3. 活動について

Q 5 受診を希望する事業所へ派遣する省エネ診断員はどのように決定するのですか？

山口県登録省エネ診断員名簿（県ホームページにて公表）を参考に、受診を希望する事業所が直接、協会または企業へ申込を行います。その後、申込先にて派遣者を調整します。

Q 6 山口県登録省エネ診断員の活動ノルマはありますか？

ノルマはありませんが、県内事業所における省エネの取組を広げるため、省エネ診断の実施や省エネの普及啓発活動に努めてください。